

令和 8 年 8 月 2 7 日

神栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 水道料金の改定

（１）改正の経緯

本市水道事業の今後の施設整備計画や人口減少を見据えた水需要を考慮した財政見通しを協議するため、令和 7 年 6 月に神栖市水道事業料金等検討協議会を設置し、5 回の会議を開催しました。協議の結果、令和 9 年 4 月から水道料金を 12.3% 引き上げることが適当であるとの意見書が提出されました。これらのことを踏まえ、水道事業において令和元年に策定した水道施設更新計画を「水道施設適正化計画」として改定し、「水道事業経営戦略」についても見直しを行いました。

（２）改正内容

水道料金表の全部改正 改定率 12.3%

（３）施行予定日

令和 9 年 4 月 1 日

2 災害その他非常の場合における給水装置工事について

（１）改正理由

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において工事事業者が不足し、宅内配管の復旧が遅れ、断水が長期化しました。このことを受け、令和 7 年 4 月 22 日付国水第 29 号国土交通省通知により、災害時の宅内配管の工事事業者の要件を検討するよう要請され、本市においても災害時の迅速な応急復旧体制を確保するため、所要の改正を行うものです。

（２）改正内容

災害その他非常の場合に限っては、本市以外の水道事業者が指定した事業者も宅内給水装置の復旧工事を施行できるものとする。

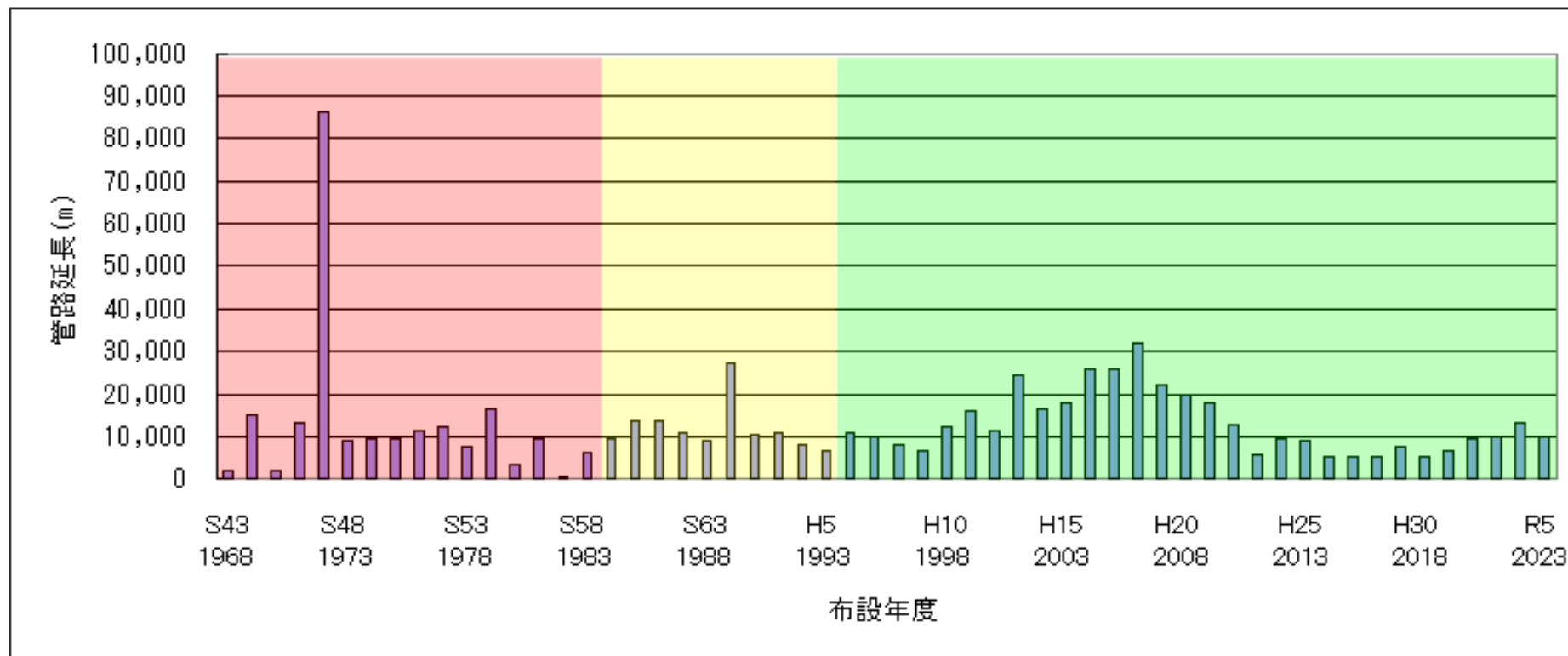
（３）施行予定日

公布の日

水道料金改定について

神栖市水道ビジョンの基本理念
～豊かな市民生活を次世代につなぐ水道～

水道管の布設状況

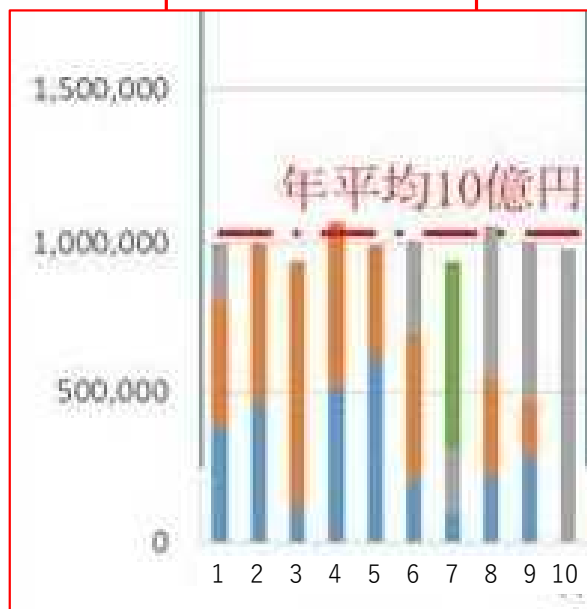


- 2023(令和5)年度末時点の総延長は、約728kmです。
- 1970(昭和45)年代の高度経済成長期に整備された管路が最も多く、近年は老朽化が問題となっています。

経年状況	管路延長	割合
法定耐用年数(40年)を超える管路	213,883 m	29.40%
今後10年間で法定耐用年数(40年)を超える管路	119,704 m	16.45%
上記以外の管路	394,005 m	54.15%
合計	727,591 m	100.00%

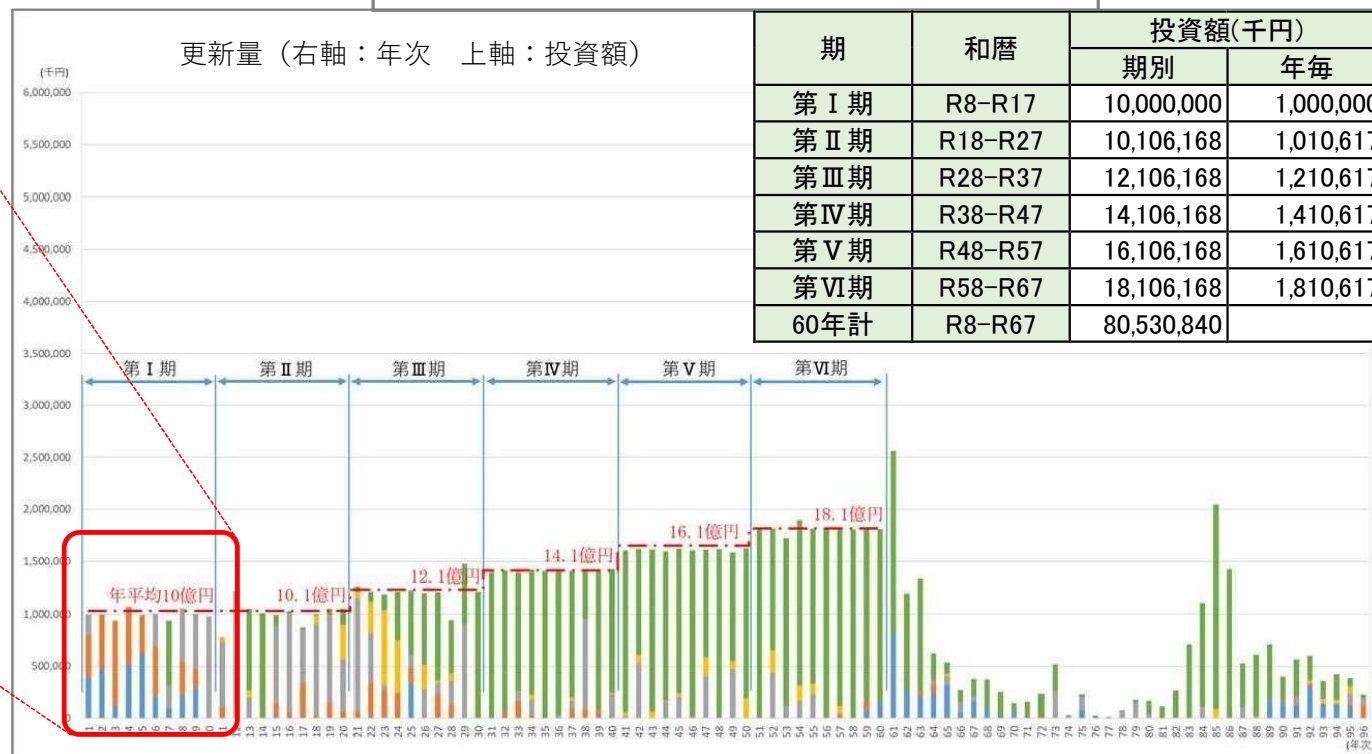
水道施設適正化計画

第Ⅰ期拡大



- 基幹管路
- 重要給水施設管路
- 配水本管 (φ 200mm以上の管路)
- 配水主管 (φ 150mmの管路)
- 配水支管 (φ 100mm以下の管路)

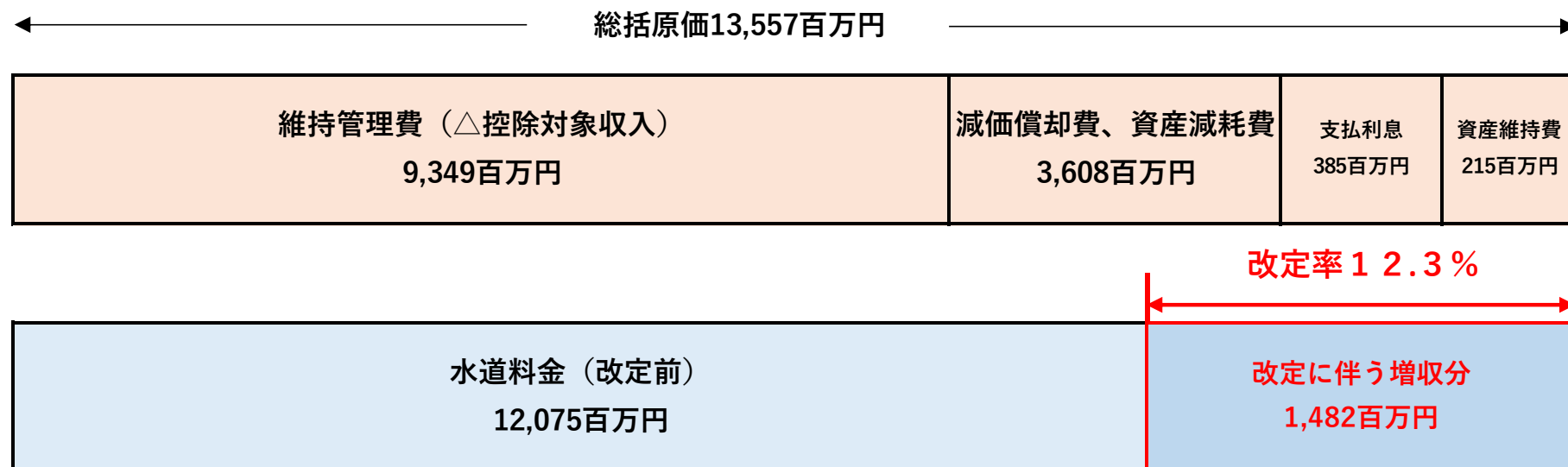
R8更新計画 (60年長期)



※被災リスクの高い石綿管や昭和40年代の非耐震管なども更新する必要がある。

水道事業経営戦略（総括原価の算定）

料金算定期間（R9-R13）における総括原価



料金算定期間における総括原価（事業の維持・運営に必要な費用）を算出し、現行料金体系での水道料金に対する不足額について料金改定により賄います。

現行料金体系

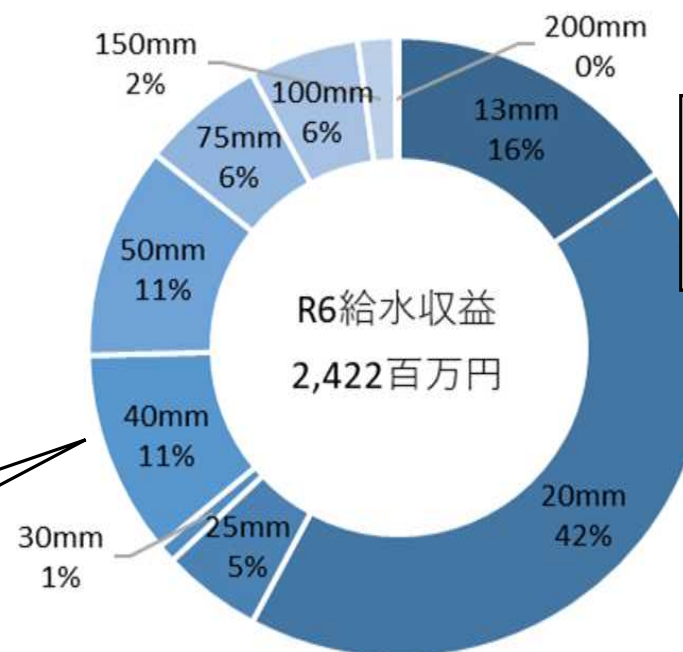
(現行料金体系)

(単位：円、税抜)

基本料金		従量料金				
口径	金額	1㎡あたり金額				
		～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101～㎡
13mm	700 円	110 円	180 円	220 円	240 円	275 円
20mm	1,000 円	130 円	190 円			
25mm	1,300 円	150 円	210 円			
30mm	3,500 円	165 円	225 円	235 円	255 円	
40mm	7,800 円					
50mm	12,550 円					
75mm	27,500 円					
100mm	47,100 円					
150mm	101,900 円					
200mm	151,200 円					

・口径30mm以上は
業務・営業用。
月／約600件

給水収益の口径別割合



・口径13mmと20mm
と25mmは生活用。
月／約37,000件

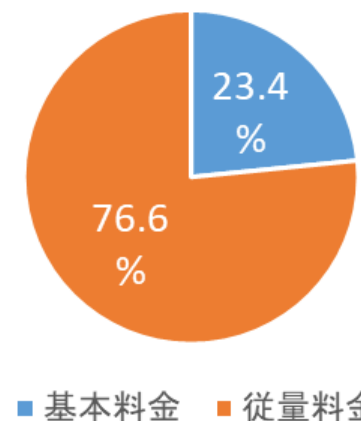
- 逓増制・・・使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が高くなるもの。
- 逓減制・・・使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が安くなるもの。
- 単一制・・・使用水量の多少にかかわらず1 m³当たりの料金が同一なもの。

改定後の料金体系（案）

R9料金改定率：**12.3%** 給水収益増加額 **3億円／年**

（単位：円、税抜）

基本料金		従量料金				
口径	金額	1㎡あたり金額				
		～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101～㎡
13mm	1,000 (+300) 円	130 (+20) 円	190 (+10) 円	250 (+30) 円	270 (+30) 円	295 (+20) 円
20mm	1,300 (+300) 円	130 (0) 円	190 (0) 円			
25mm	2,000 (+700) 円	130 (△20) 円	190 (△20) 円			
30mm	4,100 (+600) 円					
40mm	8,000 (+200) 円					
50mm	12,550 (0) 円					
75mm	27,900 (+400) 円					
100mm	49,100 (+2,000) 円					
150mm	112,200 (+10,300) 円					
200mm	204,500 (+53,300) 円					



概要

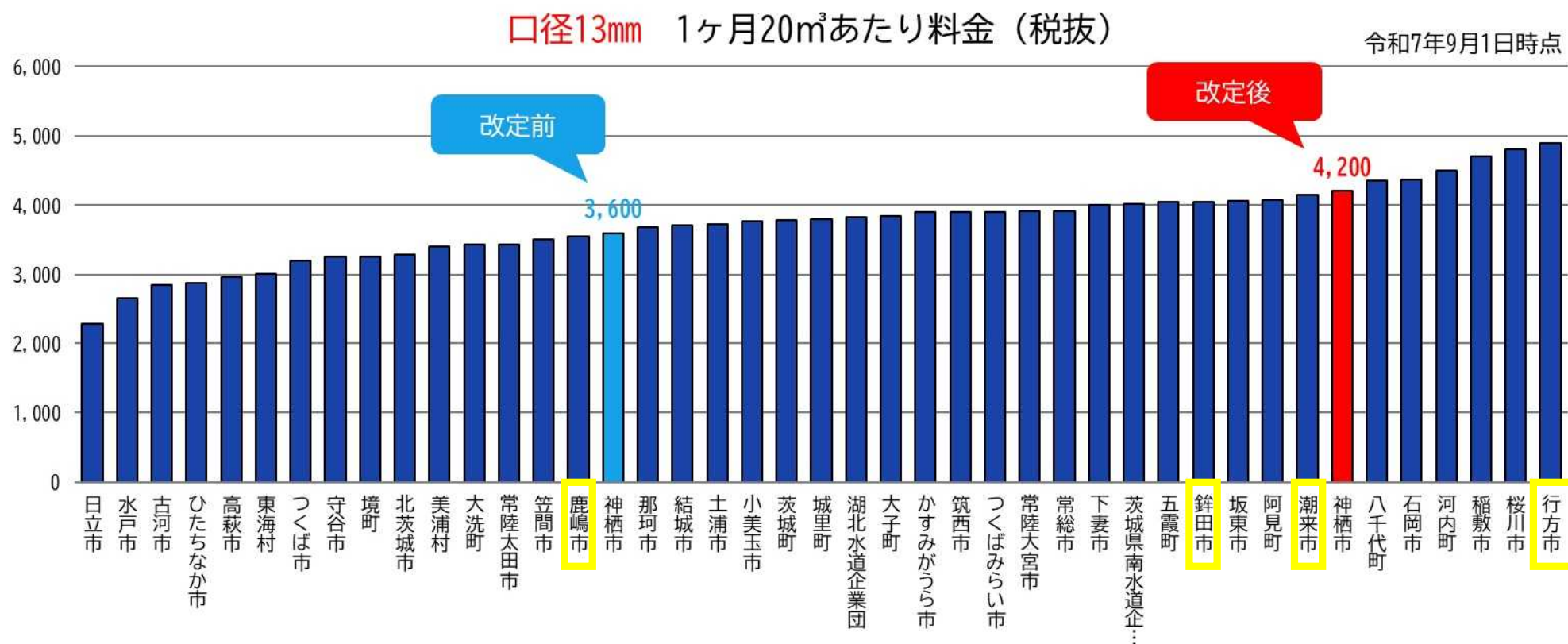
- 資産維持率0.2%
- 基本料金は家庭向け13～25mmの負担に配慮し調整、基本料金割合を23%としたパターン
- 従量料金は逓増制を維持、13～25mmの水量区分別単価を統一

特徴

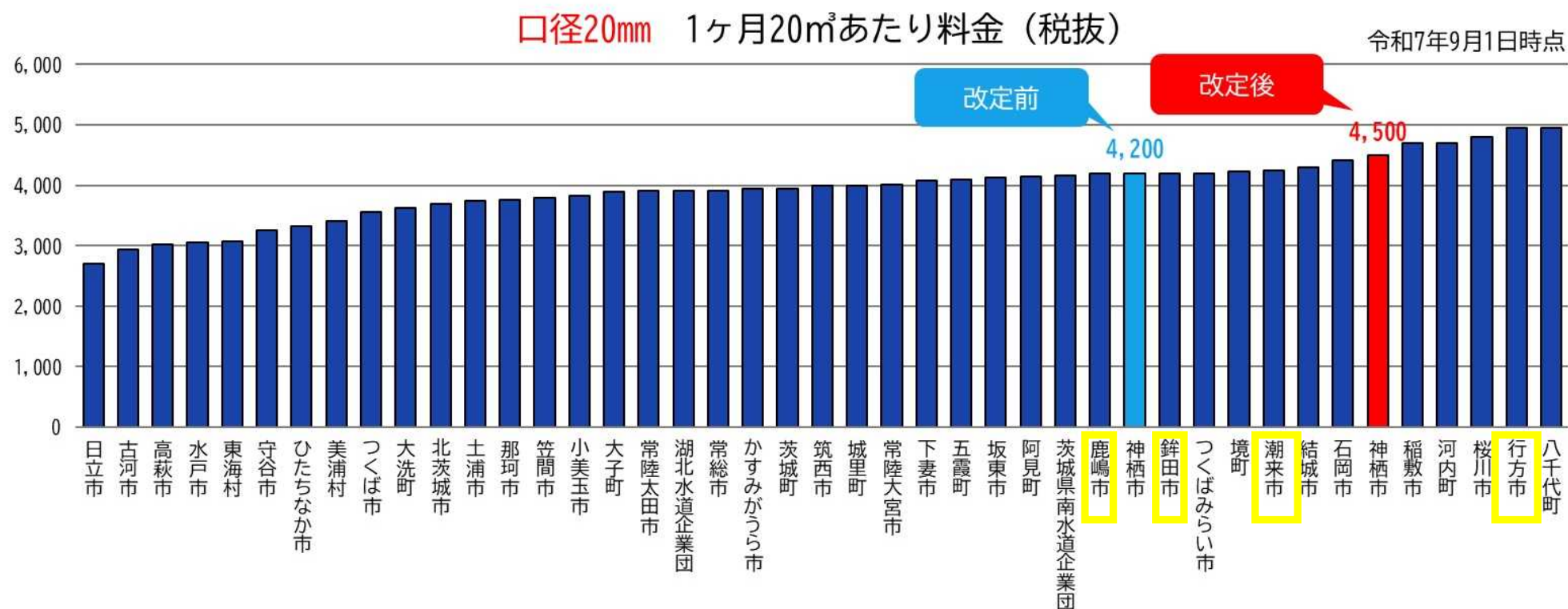
- 基本料金割合が現状よりも改善（+2.3%）
- 基本料金値上げによりに少量使用者の料金は平均改定率よりも上昇
- 従量料金の逓増度2.27倍（現状維持）

- ・資産維持費0.2%
- ・逓増料金制

改定後の料金体系（案）



改定後の料金体系（案）



老朽化による事故例

水道は企業活動や市民生活に欠かせない重要なインフラであり、将来にわたって経営を持続し水道水を供給する責務があります。健全な施設と経営を維持するため、適正な水道料金を設定する必要があります。

将来に負担を先送りしないよう今できることを進めてまいります。



平成30年9月
消火栓の老朽化により、水道管との接合部分が外れ、水道水が噴出した事故。



令和3年3月の漏水事故における破損部の状況。
(昭和49年に供用開始し、約50年経過した水道管)